

2024 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 2 月)

1 時限目 A 専門科目

憲法 試験問題

受験番号	氏名

**2024年2月実施憲法A問題**

以下の2問ともに解答しなさい。

第1問、日本国憲法における国会の地位について論じなさい。

第2問、日本国憲法における平等原則について論じなさい。

解

答

例

近畿大学大学院法学研究科 ( 博士前期 ) 課程

2024年度入試 ( 2 ) 月期 <2023年度実施>

( 一 般 ) 入学選考

( A 専門科目 )

科目名 ( 憲 法 )

問1、日本国憲法における国会の地位について論じなさい。

国会の3つの憲法上の地位についてバランスよく回答する。まず、「国権の最高機関」としての地位についてまとめる。「国権」は国家の統治権の意義と考えられるが、初期の学説「統括機関説」について、国会について、内閣、最高裁判所との関係において国政全般の統轄機関だとみなすものとして説明する。国政調査権に関する浦和事件を例に挙げるのもよい。これに対して通説的見解である「政治的美称説」は、日本国憲法が権力分立原理を原則とするとし、国民代表機関である国会について政治的な意味で最高であると名付けたばかりのみ理解され、「国権の最高機関」に法的な意味を認めない。解答においては、政治的美称説を批判する最近の学説「総合調整機能説」を挙げ、国会が民主的正統性に加えて、立法権、憲法改正発議権、内閣総理大臣指名権等の重要な政治的権限を保持し、それら具体的権限により国政の円滑運営に配慮し、総合調整を果たす法的権限がある点を「最高」とするとの理解を示す。

次に「唯一の立法機関」としての地位を説明する。大日本帝国憲法下での帝国議会が天皇の立法権に協賛する地位にとどまったのに対して、日本国憲法では国会が立法権を独占する点を示す。「唯一の立法機関」の内容としては、国会中心立法の原則と国会単独立法の原則の二つが説明される必要がある。まず「国会中心立法の原則」は、憲法上の例外である議院規則制定権(58条2項)、最高裁判所規則制定権(77条1項)を除いて、国会のみが一般的、抽象的な法規範を定立する権限を持つことを説明する。内閣の発する政令は、法律を執行するためのものか(73条6号)、法律の具体的委任に基づくものである必要があり、白紙委任は41条違反になると説明する。また、国会には立法に関する審議権、議決権が認められるため、内閣による法律の発議権は「唯一の立法機関」に反しないとする。また、「国会単独立法の原則」については、国会による立法が、国会以外の機関の参与を必要としないで成立するとの説明が要る。59条の解説を加えるとよりよい。ここにおいては、憲法的例外として、国会での議決後に住民投票を求める地方特別法(95条)も示す。

最後に、国会が国民代表機関としての地位であると説明する。43条は、両議院議員を国民代表とするが、ここでは帝国議会の貴族院議員との比較が求められる。国民代表である議員により組織されている国会について、国民代表機関の地位であると説明する。ここにおける「代表」については、国民が代表機関を通じて行動し、代表機関である国会は国民意思を反映するとの政治的意味であるとの説明が求められる。このため、議員は選挙区、政党等の代表ではなく、全国民の代表として行動し、選挙母体からの命令的委任は禁止される。もっとも、民主主義制度を前提とする日本国憲法においては、議員の地位の選挙による正当化が認められるため、国民の意思と代表である議員の意思との類似性はあり、代表は実在する民意に事実上拘束されていると説明することが望ましい。

解

答

例

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2024年度入試（2）月期 <2023年度実施>

（一般）入学選考

（A専門科目）

科目名（憲法）

問2、日本国憲法における平等原則について論じなさい。

憲法14条1項を平等原則の中心規定としつつ、普通選挙（15条3項）、夫婦の同等と両性の本質的平等（24条）、教育の機会均等（26条）、選挙人の資格の平等（44条）を挙げ、日本国憲法が平等原則を徹底しており、平等が人権の総則的意味を持つことを確認する。

「法の下での平等」の「法の下」について、立法者拘束説の立場で説明し、法適用の平等は当然として、むしろ法内容の平等を含むものと解説する。次に「平等」の多岐にわたる内容について、絶対的平等（機械的平等）と相対的平等の相違を説明し、絶対的平等については一切の区別を許さず、年齢、性差、収入等の個々の差異が無視され、合理的区別が排除されるために、かえって不平等を生む危険性があると述べる。形式的平等（機会の平等）と実質的平等（結果の平等）については、歴史的経緯を確認し、社会的経済的弱者保護のため、形式的平等を基本としつつ、実質的平等をはかることが日本国憲法における平等の理解に適しているとする。累進課税制度等の例を挙げるのもよい。

最後に、平等に関する違憲審査基準について、裁判所が区別の理由と区別により侵害される権利に応じて違憲審査基準を選択すべきとの学説に立ち、厳格審査、厳格な合理性審査（中間審査）、合理性審査の内容を説明する。ここでは、特に14条1項後段列举事由による区別を合憲性が疑わしいととらえ、本人努力で回復不能な問題である場合に合理性審査を選択すべきではないとの学説を説明する。次に、尊属殺重罰事件、衆議院議員定数不均衡事件等の初期の最高裁判決における具体的な目的手段審査を説明し、国籍法違憲事件、婚外子相続分違憲判決、再婚禁止期間違憲判決等の近時の最高裁判決をまとめて、判例と学説との接近を評価する。

# 出 題 意 図

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2024年度入試（2）月期 <2023年度実施>

（一般）入学選考

（A 専門科目）

科目名（憲法）

以下の2問ともに解答しなさい。

問1、日本国憲法における国会の地位について論じなさい。

問1は、憲法を主専攻とする受験生を対象としている。そこで、日本国憲法が定める統治機構について、大学院法学研究科における修士論文執筆に不可欠なレベルでの理解を求めている。もっとも、制限された試験時間内において2問必答であるため、基本的事項を確実にまとめることも求められている。

今回の試験においては六法が貸与されているため、憲法41条の「国権の最高機関」「唯一の立法機関」及び憲法43条に基づく国民の代表機関としての地位、3つの憲法上の地位について示すことは容易である。本問は、この3つの地位について、その意義、制定経緯、権力分立原理との関係、および抽象的文言に関する学説の理解が問われる。大学院入試としては、基本レベルの問題と考える。

問2、日本国憲法における平等原則について論じなさい。

本問は、憲法を主専攻とする者を対象としている。そこで、日本国憲法が定める人権保障について、大学院法学研究科における修士論文執筆に不可欠なレベルでの理解を求めている。もっとも、制限された試験時間内において2問必答であるため、まずは基本的事項を確実にまとめることも求められている。

六法を利用できるため、日本国憲法が定める平等原則の各条文を指摘することは容易であり、むしろ平等原則が人権の基本原則として総則的に位置付けられていることを理解していることが述べられなければならない。次に14条1項を中心として、「法の下での平等」の意味を説明する。「平等」の意義に加えて「法の下」の意味を説明し、また合理的な区別と許されない差別とを判別する違憲審査基準についても述べてほしい。最後に14条1項後段列举の意義につき学説を中心に説明し、最高裁判例の展開について評価をしてまとめる。平等原則に関する基本的内容を問うものであり、学部の憲法科目で学ぶレベルである。